日 調 連 発 第 １ ４ 号
平成２９年４月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための
筆界特定手続の試行運用の期間の継続等について（連絡）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記試行運用につきましては、平成 28 年 10 月 19 日付け日調連発第 194 号をもって連絡したところでありますが、法務省においては、平成 29 年度前半における本格的な運用に向け同試行運用の期間を継続し、引き続き要件と合致すると思われる案件を収集の上、調査を行うとのことであります。

つきましては、所有者の所在が不明の土地があることにより、分筆の登記等に困難を極め滞っている等の案件がある場合は、当該案件について別紙の要件を満たしたものであることを確認の上、連合会事務局（担当：高橋）まで連絡いただきますよう、貴職の特段のご配慮をお願いいたします。

別紙

（参考）

所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための
筆界特定手続の試行実施スキームへの要件について

土地の分筆の登記、地積更正の登記（地図訂正の申出を含む。）、土地の表題登記の申請手続代理業務を受託した土地家屋調査士が、当該登記申請のための準備を進める中で、当該土地の隣接地がいわゆる所有者不明土地であるため、筆界を明らかにするための書証、物証等が十分でなく、隣接地所有者による筆界の確認ができないために、分筆の登記等が困難となる事案であり、下記要件を満たすもの。

要件１　対象土地について、分筆の登記等を予定していること。
要件２　対象土地の隣接地の所有者の所在が不明であること。
要件３　所有者不明土地以外の隣接地との筆界については、確認済であること。
要件４　所有者不明土地との筆界を除く部分の測量を完了していること。
要件５　土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が申請人代理人であること
要件６　申請人代理人は事前に筆界特定登記官と事前準備相談を行うこと。
要件７　申請時に、申請人代理人による意見書を添付すること。